

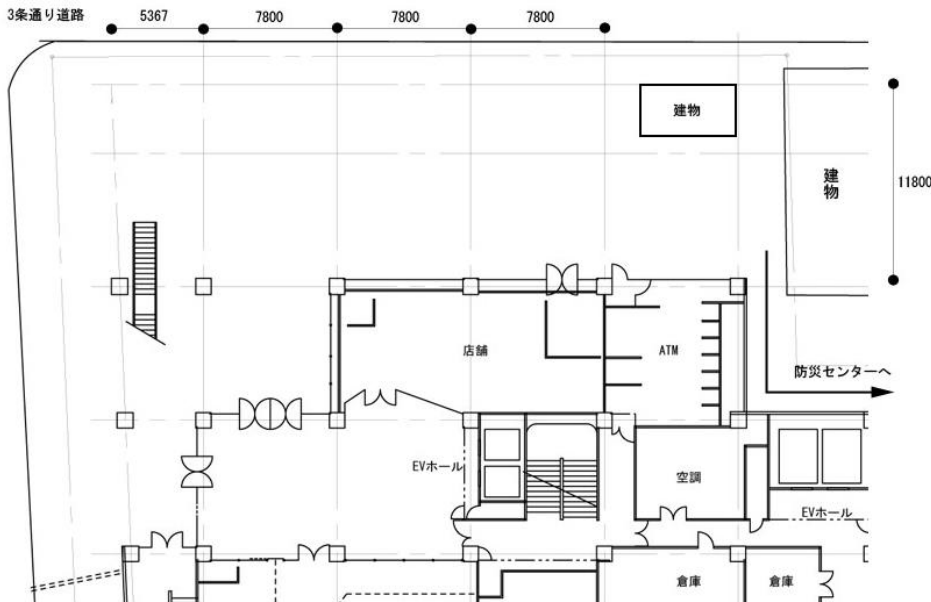
であえーる岩見沢交流空間 3条広場利用申込書

申込日 年 月 日

申込者 住所
氏名 (団体名)

電話:
携帯:

行事名					
種別	営利 <input type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> ※販売行為又は入場料や参加費を伴う場合は営利。 非営利の場合は会場料は無料とする。	販売内容 / 開催内容	別紙企画書の通り <input type="checkbox"/>		
使用期日 / 料金	使用月日	使用時間	使用料 1,500円/日	電源代 500円/1口	24H駐車券代 500円/1枚
	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 (時間)	円	円	円
	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 (時間)	円	円	円
	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 (時間)	円	円	円
	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	時 分 ~ 時 分 (時間)	円	円	円
特記事項			(税込) 合計金額	円	
移動販売の形式	車両一体型 <input type="checkbox"/> 車両牽引型 <input type="checkbox"/> テント設営型 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> _____		火気使用及び 電気機器の種類 (ワット数など)	火気使用の有無 炭火 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気機器 _____ ワット	
関係者人数	名	担当者名と連絡先 申込者と同じであれば不要	氏名	電話番号	
			集客人数	人 円 ※ 差し支えなければ本開催の売上もご記載ください	



関係連絡先

株式会社振興いわみざわ
Tel 0126-25-2511
Fax 0126-25-2708
であえーる防災センター
Tel 0126-227751

振興受付	清算確認

交流空間利用に関する要項 3条広場ver

第1条（総則）

この要項は、であえーる岩見沢の円滑な管理運営を行うため、交流空間の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（利用等の条件）

- ① 物販などの販売行為、入場料や参加費を伴う催事については会場利用料は有料となるが、作品展示や無料公演などの非物販に関しては、会場利用料は無料とする。

第3条（料金）

3条広場の使用料金については表紙記載のとおりとする。

第4条（駐車場使用）

当社の駐車料金を適用する。また、関係者用駐車券として24時間サービス券を500円／枚にて購入できる。

第5条（利用制限）

下記の利用に関しては施設の利用を禁止する。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す利用。
- ② 当施設の滅失又は損傷する恐れがある利用。
- ③ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある団体の利益になる利用。
- ④ 宗教的活動又は政治的活動を行う恐れがある利用。
- ⑤ その他当施設の目的及び管理上不適当であると見られる利用。
- ⑥ 販売行為において、であえーる岩見沢に入居しているテナント又は同時出店者と同種の販売があるとみなした場合。
- ⑦ 利用時にアンケートやサンプル提供などによる個人情報収集し、後日販売行為などの営業行為を行う場合はお客様の了承を得て行うこと。

第6条（利用時間）

3条広場の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。但し、左記の時間以外で当社が必要と認めた場合は、時間外も利用する事が出来る。

第7条（申込及び許可）

- ① 交流空間利用申込みは、所定の申請書にて原則として利用日の10日前までに申込を完了すること。仮押さえ後、10日前までに申込みが無い場合についてはキャンセルとみなします。
- ② 申込みの仮押さえは1カ月前までとします。
- ③ 申込みは先着順とし、最大3店舗（移動販売の場合）が同時出店する場合があります。イベント等の企画で3店舗以上の出店を希望する場合は別途ご相談ください。
- ④ 申込みは同月内で最大7日間までとします。

第8条（遵守事項）

- ① 当施設の来場者の安全確保の措置を講ずること。
- ② 利用中、準備撤去時間も含め主催者は当施設に常駐すること。
- ③ 当施設を利用する際は利用申請書の控えを携帯すること。
- ④ 利用の開始と終了の際は1階防災センターにて受付をすること。
- ⑤ 当施設を汚損、損傷し又は滅失した場合は直ちに当社に申し出ることとし、即時に利用者が費用負担し使用前の状況に復元すること。
- ⑥ 当施設は管理者指定の場所以外は禁煙である。
- ⑦ 実演等を行うときは必要な防火・防災上の措置を講ずること。
- ⑧ 当施設の利用に際しては、利用者の責任と負担においてゴミ等の処分をすると共に、使用後に清掃を実施すること。
- ⑨ 利用者は必要に応じて関係諸官庁（警察署、消防署、保健所、岩見沢市等）への事前届出を行うこと。
- ⑩ 利用者は株式会社振興いわみざわの指示に従うこと。

第9条（その他）

- ① 本要項に定めのない事項に関しては、管理者である株式会社振興いわみざわが社内協議して決定し申請者に通知する。
- ② 申し込み完了後、株式会社振興いわみざわの催事等の関係により申込みを取り消す場合がある。